

2010年度 全国（都道府県・全市）情報公開度ランキング採点基準（案）110715版

交際費公開度・運用	交際相手情報 （首長交際費）	10ポイント 紙情報	10ポイント	A	非個人の全面公開、病氣見舞いを除く個人名は全て公開（「交際費廃止」「病氣見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む）
			6ポイント	B	非個人の全面公開（法人・団体名はすべて開示）、個人名の一部の公開（個人は相手により一部非開示）
			2ポイント	C	非個人の全面公開（法人・団体名はすべて開示）、個人名はすべて非公開
			0ポイント	D	非個人の一部非公開（法人・団体名が一部非開示）（個人名は全面公開、一部公開も含む）、基準がない、個別に判断
		10ポイント ネット	10ポイント	A	非個人の全面公開、病氣見舞いを除く個人名は全て公開（「交際費廃止」「病氣見舞い廃止」「見舞い全面公開」を含む）
			6ポイント	B	非個人の全面公開、個人名の一部の公開（個人は相手により一部非開示）
			2ポイント	C	非個人の全面公開、個人名はすべて非公開（法人・団体名はすべて開示）
			1ポイント	D	非個人の一部非公開（法人・団体名が一部非開示）（個人については公開、一部公開）
			0ポイント	E	月毎の総額（または用途別の金額）のみ公開 公開していない
			コピー	5ポイント	5ポイント
	0ポイント	B			11円以上
	議会の情報公開	20ポイント 議会議事録	10ポイント	10ポイント	A
6ポイント				A'	本会議と予算、決算委員会の議事録がHPに掲載されている
2ポイント				B	本会議のみ、議事録がHPに掲載されている
0ポイント				C	議事録がHPに掲載されていない
本会議の内容		10ポイント	10ポイント	A	HPで中継され、いつでも録画が見れる
			8ポイント	C	HPで、いつでも録画が見れる
			3ポイント	B	CATVで中継、または録画が放送されている。または、HP、FM放送、他の施設等で中継されている。
			0ポイント	D	議会の中継も録画も行われていない
情報公開条例	10ポイント 閲覧手数料	5ポイント	5ポイント	A	取らない
			2ポイント	B	条件付きで取る
			0ポイント	C	取る
			5ポイント	D	現在は取らないが、情報公開審査会等で制度変更を検討中
	請求権者	5ポイント	5ポイント	A	何人も請求可能
			2ポイント	B	広義住民以外の人は、請求理由を書けば情報公開請求可能（条例に記載あり）
0ポイント			C	広義住民のみ情報公開請求可能	
3セク・外郭団体	10ポイント 公社、100%出資法人	5ポイント	5ポイント	A	情報公開条例において、公社、100%出資団体のいずれかが実施機関になっている（地方独立行政法人、公営企業は含まない）
			2ポイント	B	公社、100%出資法人が実施機関ではないが、条例、規程等で実施機関と同様の開示が行われる公社、100%出資法人が存在する
			0ポイント	C	情報公開条例において、公社、100%出資団体のいずれもが実施機関になっていない
					「公社、100%出資団体等が存在しない」は、2分の1以上出資法人の採点を2倍した。
	2分の1以上出資法人	5ポイント	5ポイント	A	情報公開条例で、出資法人に関する情報公開の開示規定がある（条件付きを含む）「努力義務規定」「市長が要請」「措置の要請」などを含む。
			3ポイント	B	情報公開条例にはないが、出資法人の規定などで、出資法人に関する情報公開の開示規定がある（条件付きを含む）
			0ポイント	C	情報公開条例または出資法人の規定などで、出資法人に関する情報公開の開示規定がまったくない
					「出資法人が存在しない」場合は、条例に「一部事務組合、指定管理者、補助金支出団体などの情報公開」について、Aのような記載がない場合は0点とした。
ポイント計		65ポイント			